

議案第30号

寒川町介護保険条例の一部改正について

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月2日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に係る介護保険料の減免の対象とする期間を延長するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号ア中「以下同じ」を「附則第10条第1項第2号イを除き、以下同じ」に改める。

附則第10条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「その属する世帯の主たる生計維持者」を「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)」に改め、同項第2号中「その属する世帯の」を削り、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少すること」を「主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少すること」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第10条第1項の規定の適用については、同項の第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(保険料率)	(保険料率)
第6条 (略)	第6条 (略)
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) (略)	(6) (略)
ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。 <u>以下同じ</u> 。) <u>が</u> 125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。 <u>附則第10条第1項第2号イを除き、以下同じ。</u>) <u>が</u> 125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)	イ (略)
(7)～(10) (略)	(7)～(10) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(制定附則)	(制定附則)
附 則	附 則
～略～	～略～
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)	(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)
第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年2月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得し	第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年2月1日から <u>令和4年3月31日</u> までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得し

た日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により、その属する世帯の主たる生計維持者

_____が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等

のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少すること

_____が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。

2 (略)

～略～

た日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、_____主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等

のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。

2 (略)

～略～

(改正附則)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改

正後の附則第10条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第10条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。